



# 3



## 行動計画策定の背景

## 1 世界の動き

### (1) 国際婦人年と国連婦人の十年

国連は昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、翌年から昭和60（1985）年までを「国連婦人の十年」として女性の自立と地位向上運動を世界規模で行うことを宣言しました。これを受けて昭和50（1975）年にメキシコシティで第1回世界女性会議「国際婦人年世界会議」が開催され、平等、開発、平和への女性の寄与に関する「メキシコ宣言」、それを具体化するための指針「世界行動計画」の採択がなされ男女共同参画への動きが加速しました。

### (2) 女子差別撤廃条約\*とILO 第156号条約

昭和54（1979）年に、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。昭和55（1980）年の「国連婦人の十年」中間年第2回世界女性会議を経て、昭和56（1981）年には、ILO（国際労働機関）でILO 第156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されました。

### (3) 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

「国連婦人の十年」の最終年にあたる昭和60（1985）年の「『国連婦人の十年』ナイロビ会議」（第3回世界女性会議）において、「国連婦人の十年」の目標である、「平等・開発・平和」を今後も継続するとともに、西暦2000年に向けて各国等が積極的措置をとる上でのガイドライン、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

### (4) 第4回世界女性会議（北京女性会議）

平成7（1995）年北京で開催された第4回世界女性会議においては、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、男女平等に向けた具体的な取り組みや、平成12（2000）年までの優先事項として12項目に及ぶ戦略目標が定められました。

### (5) 女性2000年会議

平成12（2000）年にはニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況の検討・評価及びその完全実施に向けた「政治宣言」と各国がとるべき行動として、育児・介護について男女が責任を共有化する施策を促進することなどを盛り込んだ「成果文書」が採択されました。

### (6) 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」）

平成17年ニューヨークで世界閣僚級会合が開催され、平成12年「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価・見直し等を行いました。

## 2 国の動き

### (1) 国内行動計画の策定

「国際婦人年世界会議」終了後、昭和50（1975）年に女性の地位向上のための国内本部機構として内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52（1977）年には、今後10年の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」を策定しました。

### (2) 女子差別撤廃条約の批准と新国内行動計画の策定

昭和60（1985）年、「男女雇用機会均等法\*」の制定や国籍法及び戸籍法の改正など国内法の整備に努めたうえで国連で採択した「女子差別撤廃条約」の批准を行いました。

昭和62（1987）年には、第3回世界女性会議で採択した「ナイロビ将来戦略」を受け「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定するなど、国際社会の取り組みとも連動しつつ男女平等に関する法律・制度面もさらに整備しました。

### (3) 男女共同参画推進本部の設置と男女共同参画2000年プランの策定

平成6（1994）年、総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置し、国内における推進体制を拡充、強化しました。平成7（1995）年には、ILO第156号条約を批准し、平成8（1996）年には、北京女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

### (4) 男女共同参画社会基本法の制定と男女共同参画基本計画の策定

平成11（1999）年には、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」を施行しました。平成12（2000）年には、この法律に基づいた「男女共同参画基本計画」を策定し、11の重点項目を掲げた上、それぞれについて平成22（2010）年までを見通した長期的な施策の方向性などを明確にしました。

平成17（2005）年には、同計画を見直し「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。社会的性別（ジェンダー\*）について、誤解や混乱の解消を図るため、ジェンダーの視点について明確に示されるとともに、不適切な事例を記述しました。

### (5) 男女共同参画局の設置とDV防止法の制定・施行等

平成13（2001）年、内閣府に男女共同参画局を設置し、推進体制をより一層強化しました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律\*」（DV防止法）を制定しました。平成14（2002）年には、「改正育児・介護休業法」を施行、平成16（2004）年には、「改正DV防止法」を施行、また、平成32（2020）年頃をめどにした将来の我が国が目指すべき姿として男女共同参画の具体像を描いた「男女共同参画社会の将来像検討会報告書」を公表するなど、男女共同参画社会を推進していくための環境整備が進みました。

平成20（2008）年に「DV防止法」を改正し、市町村に対して基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務として明記するなど、市町村の取り組みの強化が盛り込まれ、本法律に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援のための施策についてより一層の充実に努めました。

### 3 県の動き

#### (1) 第一次計画の策定・推進

国際婦人年に始まる国際的、国内的な動きを背景に、昭和51（1976）年に婦人問題総合窓口を設置するとともに、昭和55（1980）年に県民部婦人対策課を設置しました。また、庁内推進体制として、昭和52（1977）年に「婦人問題庁内連絡会議」を設置、昭和55（1980）年に女性の地位向上に関する施策の総合的な調整に関する事項を審議する機関として、「婦人関係行政推進会議」を設置しました。さらに、知事の諮問に応じて男女平等の推進に関する重要事項を審議する機関として、昭和53（1978）年に「埼玉県婦人問題協議会」を設置しました。

この間に、第一次計画「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」（昭和54～60年度）を策定するとともに、昭和59年に見直しを行い「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」を策定しました。

#### (2) 第二次計画の策定・推進

男女共同参画行政担当課を、昭和62（1987）年に婦人行政課に名称変更、平成3（1991）年に女性政策課に、平成13（2001）年に男女共同参画課に名称変更しました。

この間に、第二次計画「男女平等社会確立のための埼玉県計画」（昭和61～平成7年度）を策定するとともに、平成2年に見直しを行い「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」を策定しました。

#### (3) 第三次計画の策定・推進

平成3（1991）年に庁内体制「婦人関係行政推進会議」を「女性関係行政推進会議」に名称変更、平成9（1997）年、知事を議長とする「男女共同参画推進会議」に改組しました。同年に「埼玉県婦人問題協議会」を「埼玉県女性問題協議会」に名称変更、さらに、平成12（2000）年、「埼玉県男女共同参画審議会」に名称変更しました。

この間に、第三次計画「2001彩の国男女共同参画プログラム」（平成7～13年度）を策定しました。

#### (4) 埼玉県男女共同参画推進条例の制定・施行と埼玉県男女共同参画推進プラン2010の策定

平成11（1999）年に成立・施行された「男女共同参画社会基本法」を受けて、平成12（2000）年3月に、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定・公布するとともに、平成14（2002）年「埼玉県男女共同参画推進プラン2010～あなたらしさを発揮して～」（平成14～22年度）を策定しました。平成14（2002）年に「埼玉県男女共同参画推進センター」（With You さいたま）を開設しました。平成19（2007）年「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の一部見直しを行いました。

#### (5) DV防止法の制定・施行等

平成18（2006）年「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

## 4 朝霞市の動き

### (1) 婦人問題庁内連絡会議を設置

朝霞市では、昭和61（1986）年4月に女性問題について庁内の連絡組織として「婦人問題庁内連絡会議」を設置し、昭和63（1988）年には「婦人対象事業分類表」を作成しました。

### (2) 市民部市民生活課女性政策係を設置

平成3（1991）年4月から女性行政の総合的な推進を図るため、市民部市民生活課に女性政策係を設置しました。また、「婦人問題庁内連絡会議」を「女性政策庁内連絡会議」に名称変更しました。平成5（1993）年には、「男女共同参画のための施策体系」を作成し、各分野における事業の関連性を図りながら女性施策を推進しました。

### (3) 朝霞市女性行動計画の策定

平成6（1994）年、男女共同参画社会実現のための具体的な施策や事業を総合的・計画的に推進する女性行動計画の策定に向けて「朝霞市女性に関する市民意識調査」を実施するとともに、平成7（1995）年には女性政策庁内連絡会議の調査研究機関として「女性政策庁内連絡会議幹事会」を設置し、計画策定の検討を始めました。平成8（1996）年3月に市民と有識者からなる「朝霞市女性行動計画懇話会」を設置、同年10月に提言を受け、平成9（1997）年3月に「朝霞市女性行動計画」（平成9～17年度）を策定しました。計画に基づき、同年、市民とともに各種の女性政策事業を展開するために「朝霞市男女共同参画社会づくり推進委員会」を設置しました。

### (4) 朝霞市男女平等推進条例の制定

男女共同参画を巡る国内外の動きを受け、自治体独自の条例づくりの気運が高まり、平成14（2002）年には、「（仮称）朝霞市男女共同参画推進条例検討委員会」を設置し、平成15（2003）年3月に「朝霞市男女平等推進条例」を制定しました。同年、条例に位置づけられた「朝霞市男女平等推進審議会」を設置するとともに、「朝霞市男女平等苦情処理委員\*」を設置しました。

また、条例を踏まえ、「女性政策庁内連絡会議」を「男女平等推進庁内連絡会議」に名称変更し、平成17（2005）年には市民生活課女性政策係を男女平等推進係に名称変更しました。平成19年度機構改革により人権庶務課男女平等推進係となりました。

### (5) 朝霞市男女平等推進行動計画の策定

朝霞市女性行動計画（共にいきいきと暮らせる明日のために <sup>ひと</sup>あさか女と男<sup>ひと</sup>プラン）が、平成17年度をもって終了したことを受けて、女性行動計画の成果や社会動向を踏まえ、男女平等に関する市民意識調査や朝霞市男女平等推進審議会の提言等を基に、平成18年度から平成27年度までの新たな行動計画として、「朝霞市男女平等推進行動計画」を策定しました。

### (6) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施計画に関する基本計画の策定

ドメスティック・バイオレンス（DV）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等な社会を実現していく上で克服すべき重要な課題であることを踏まえ、その根絶に向けての取り組みを今後も一層推進するために、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を平成22年3月に策定しました。